相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南都留郡山中湖村山中三二番地、最後の住所山梨県南都留郡山中湖村山中八六五番地の一四四　被相続人　亡　中尾　徹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

東京都千代田区麹町三丁目一番八号メイゾン麹町二〇三号室小野瀬有法律事務所

相続財産管理人　小野瀬　有

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区赤羽三丁目一五番地、最後の住所埼玉県日高市大字高萩五三五番地一六

被相続人　亡　吉田　実

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東京交通会館一〇階一〇一六―二号室野田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野田　宗典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所立川市羽衣町二丁目六番四号ラークヒルマンション五〇二号

被相続人　亡　姜　奐任

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

日野市三沢四―三―一一プチコート高幡一階　相続財産管理人　弁護士　松浦　信平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県揖斐郡大野町大字黒野六二二番地、最後の住所岐阜県揖斐郡大野町大字中之元四〇七番地　被相続人　亡　米澤　利秋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

事務所岐阜市江川町一六番地　弁護士法人森川・鈴木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　雅雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊東市富戸六四番地、最後の住所静岡県島田市船木二二六〇番地の八

被相続人　亡　藤島　芳江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

事務所静岡県焼津市焼津三丁目一一番一九号

相続財産管理人　宮内　豊文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市千種区下方町六丁目三八番地、最後の住所名古屋市中区大須一丁目二五番一九号　被相続人　亡　山田　鶴樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

名古屋市昭和区御器所通三丁目一八番地ＳＴプラザ御器所四Ａ小野万里子法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小野万里子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県多気郡明和町大字大淀甲一四八番地一、最後の住所三重県津市大里野田町一一二四番地一　被相続人　亡　土屋　ぬい

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

事務所愛知県岡崎市上地町字宮脇一四番地一　司法書士ながしま事務所

相続財産管理人　長島　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県名張市桔梗が丘二番町五街区六六番地、最後の住所三重県名張市赤目町丈六二四〇番地一　被相続人　亡　渋谷　和成

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

三重県名張市上八町一五〇〇番地一

相続財産管理人　川口　昕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市五個荘川並町七九番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　塚本與志雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

滋賀県彦根市佐和町三―一五千祥ビル四階

相続財産管理人　生駒　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府高槻市番田一丁目二〇番、最後の住所大阪府高槻市番田一丁目二〇番一四号

被相続人　亡　中務　達哉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月九日

大阪市北区西天満六丁目七番四号大阪弁護士ビル四一一

相続財産管理人弁護士　坂東　功一

第44期決算公告

平成22年9月9日

東京都千代田区平河町二丁目６番４号
社団法人日本船主協会内

日本航洋曳船株式会社

貸借対照表の要旨　（平成22年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
Ⅰ 流動資産	287,170	**Ⅰ 流動負債**	59,540
現金・預金	286,819	1年内返済予定長期借入金	53,000
未収入金	351	未払金	73
Ⅱ 固定資産	321,434	未払利息等	1,477
(1)有形固定資産	321,434	未払法人税等	2,149
船舶	321,434	未払事業税	768
		未払消費税等	1,957
		預り金	114
		Ⅱ 固定負債	25,500
		長期借入金	25,500
		負債合計	85,040
		（純資産の部）	
		株主資本	523,564
		資本金	402,500
		利益剰余金	121,064
		その他利益剰余金	121,064
		別途積立金	110,000
		繰越利益剰余金	11,064
		（うち当期純利益）	(5,155)
		純資産合計	523,564
資産合計	608,604	**負債・純資産合計**	608,604